

国民健康保険制度のお知らせ

市民課保険年金係 ☎ 25 1148

● 70歳以上のかたの高額療養費の上限額が変わります。

8月から70歳以上で所得区分が現役並み所得者のかたについて、所得区分が細分化され、高額療養費の自己負担限度額が変更となります。現役並み所得のかたのうち課税所得690万円未満のかたは、医療機関の窓口負担を自己負担限度額までの支払いにするには「限度額適用認定証」の提示が必要となります。

7月までの自己負担上限額				8月からの自己負担上限額			
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上のかた	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 多数回 ^(※1) 44,400円	Ⅲ 課税所得 690万円以上のかた	252,600円 + ① ^(※5) 多数回 140,100円		
	課税所得 145万円未満のかた	14,000円 ^(※2) (年間の上限 144,000円)	57,600円 多数回 44,400円	Ⅱ 課税所得 380万円以上のかた	167,400円 + ② ^(※6) 多数回 93,000円		
一般	課税所得 145万円未満のかた	14,000円 ^(※2) (年間の上限 144,000円)	57,600円 多数回 44,400円	Ⅰ 課税所得 145万円以上のかた	80,100円 + ③ ^(※7) 多数回 44,400円		
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯 ^(※4)	8,000円	24,600円	課税所得 ^(※1) 145万円未満のかた	18,000円 ^(※1) (年間の上限 144,000円)	57,600円 多数回 44,400円	
	Ⅰ 住民税非課税世帯 ^(※4) (年金収入80万円以下など) ^(※4)	8,000円	15,000円	Ⅱ 住民税非課税世帯 ^(※4)	8,000円	24,600円	
				Ⅰ 住民税非課税世帯 ^(※4) (年金収入80万円以下など) ^(※4)	8,000円	15,000円	

- (※1) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
- (※2) 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
- (※3) 1年間（8月～翌年7月）の外来（個人）の自己負担額の合算額に、年間144,000円の上限があります。
- (※4) 住民税非課税世帯のかたについては、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。
- (※5) ①医療費総額が842,000円を超えた場合、超過額の1%
- (※6) ②医療費総額が558,000円を超えた場合、超過額の1%
- (※7) ③医療費総額が267,000円を超えた場合、超過額の1%

● 70歳以上のかたの高額医療・高額介護合算療養費の上限額が変わります。

8月から高額療養費と同様に次のとおり変更します。

所得区分	限度額（年額）	所得区分	限度額（年額）
現役並み所得者	67万円	課税所得 690万円以上	212万円
課税所得 145万円未満など	56万円	課税所得 380万円以上	141万円
Ⅱ住民税非課税世帯	31万円	課税所得 145万円以上	67万円
Ⅰ住民税非課税世帯	19万円	課税所得 145万円未満など	56万円
		Ⅱ住民税非課税世帯	31万円
		Ⅰ住民税非課税世帯	19万円

お詫びと訂正

広報とば 7月1日号 11 ページ『国民年金の保険料の納付が困難なときは』について誤りがありました。

正しくは、納付猶予・学生納付特例に該当しても、老齢基礎年金の年金額には反映されません。お詫びして訂正します。